

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>なお、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1については、報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて、関連する事項がございますので、ご報告させていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【異議なしの声】</p> <p>なしの声をいただきました。</p> <p>それでは、始めに報告第1号 農地法第5条による許可の取消しについて、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて説明いたします。</p> <p>土地の所在等につきましては、報告第1号の記載のとおりです。本件は、令和元年11月29日付けで取消願が出ており、12月10日付で許可取り消しとなっております。取消理由ですが、譲受人の名義を変更するため、許可を取消しするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、審議を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>農地法第5条の整理番号5-1について、12月22日、吉田勝紀委員と</p>

ともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下畑字保入地内にある畑2筆494㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されています。申請地の南側は市道、東側は飯能住まい制度を活用した住宅が建てられています。

西側は一部農地となっており、また、北側は道路となっています。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。

事務局からも説明がありましたように、当件については、平成30年に県知事から許可を受けていますが、譲受人が一部変更になったことにより、許可を取消し、再度申請をしています。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は2名の共有名義での申請となり、義娘と義母の関係となります。

義娘は所沢市内に配偶者が所有するマンションにて夫と二人で生活しており、義母はさいたま市の賃貸住宅に一人で生活しています。

義娘は、以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、敷地内で菜園や近隣で体験農業可能で居住できる土地を探していたとのことです。

義母は、同じく敷地内での菜園ができること、そして、老後の介護問題等のため、息子夫婦と同居することを検討していました。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

なお、義娘の配偶者が所有するマンションについては専任媒介契約済です。

申請年月日は、令和元年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない

ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされています。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。
以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

推9番

資金は全額融資を受けるということによろしいでしょうか。

事務局

全額融資を受けることで確認をしております。

議長

他に何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。

【議案書読み上げ】

以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の申請番号1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

この場合における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は相続人の住宅から車で10分ほどの距離にあり、計1,020㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域内にある農地です。

現状については、作付けはされておりましたが、耕うん管理されており、良好に管理しております。

なお、申請人に作付計画を確認したところ、来春からナス、キュウリ、トマト、ニンジンなどの露地野菜の作付けの準備をしているとのこと。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。

大久保博司委員に調査報告をお願いします。

9番

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、12月20日、野口栄一推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字矢風字奥平及び征矢町にある畑3筆1,020㎡で、現況は作付けはされておませんが、耕うん管理されています。

相続人は、大字双柳で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から車で10分とのことでした。

	<p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。</p> <p>現地調査の報告を終わります。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました野口栄一推進委員、何かございますか。</p>
推7番	<p>大久保博司委員の説明のとおりですが、現在冬の時期のため、作付けはありませんでしたが、申請人は今後も農作業に従事されると考えられます。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局からの補足説明のあった議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは議案第3号 非農地判定について、ご説明いたします。</p> <p>【資料に基づき説明】</p> <p>説明は以上です。なお、詳細については、担当からご説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 非農地判定について、補足説明いたします。</p> <p>今回の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区および名栗地区において、要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。</p> <p>対象農地は13筆、4,892㎡です。本日、この意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)が、資料3のとおりとなっており、13筆、4,892㎡が、非農地判定となる農地となります。</p> <p>続いて、今回の判定方法をご説明いたします。</p>

「農地法の運用について」第4の(4)のAであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要さなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。

以上のア・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。

今回、意向確認書が提出された農地13筆、4,892㎡については、資料3のとおり、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。お一人ずつ、ご報告いただきたいと思っております。

まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第3号 非農地判定について、12月19日現地調査しましたので、その状況を報告します。

現況は非農地とすることで、特段の問題はございません。

説明は以上です。

議長

続いて名栗地区担当委員の平井純子委員は欠席ですので、代わりまして吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推9番

議案第3号 非農地判定について、12月20日現地調査しましたので、その状況を報告します。

現況は非農地とすることで、特段の問題はございません。

説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました、柏崎光一推進委員、何かございますか。

推5番

山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

【議案書読み上げ】

以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

まず、第1番の方は、無農薬固定種野菜を中心に作付けしており、市内の施設で販売を行っているほか、個人宅配等の販売を実施しております。

つづきまして第2番の方は、市内のバーベキュー場の運営事業者です。市民農園の運営や、指定管理施設の受託等を行っています。

この度、バーベキュー場の利用者が収穫体験して食事する事業展開のために、申請地を利用したく申請したとのことでした。

なお、今回の利用権設定の農地は、全て更新となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長	<p>続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による届出について、報告第3号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和元年12月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>